

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還協定放棄請求権

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43688

(5)

關係各指會議
53
1
246
①

法規課長
印
12

アフリカ局長
参事
北米第一課
首席事務官
藤野 正 氏

沖繩の対米放棄請求権の補償に
関する意向書

52. 12. 12
22 /

本日、沖縄県庁総務参事官付
の川端専内官より、標記意向書か、
衆議院議長議員(共) ^{同庁に付し} 提出された
こと、同意向書と共に、これに対する答弁
(割添) 書(筆)を送付越し、書者のコメントを
付し越した。

^{同庁に付し}
ついで、答弁書の局頭部分と割添
書とをこの通り修正するよう求め
た。

12/14 提出

放棄請求権の補償に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五年十二月十日

提出者 瀬長亀次郎

12/10 正寄 和送
15 政官会代
16 肉紙

4

衆議院議長 保利 茂殿 (仲) 大防

放棄請求権の補償に関する質問主意書

沖縄県における放棄請求権の補償については、現在まで県及び地元関係者から残地補償、離作補償、入会補償、土地復元補償、漁業補償など十三項目、件数にして十二万件、金額約一、一七〇億円が要求されている。

放棄請求権の補償は、二十七年間にわたる米軍の全面占領の下で、米軍隊によって不法、不当に侵害された沖縄県民の人權及び財産権を回復するという極めて重要なものである。にもかかわらず、いままお解決の方向が示されず未補償のままになっている。

放棄請求権の補償の対策は、緊急を要すると考ふる。従って、次の事項について質問する。

衆議院

沖 沖 沖 沖 沖

一放棄請求権の補償については、処理方針がいまだ決定されていないが、その理由は何か。

二現在、政府は処理方針を決定するための検討作業をおこなっているか。どの段階で検討され、いつ頃決定をみるのか。

また、検討の内容と経過について明らかになりたい。

三この問題の重要性にかんがみ、基本的な処理方針については、早急に閣議で検討し決定すべきであると考えるかどうか。

四陸地補償の業務の窓口については、沖繩開発庁か、漁業補償については防衛施設庁か、なるか、という話しもあるか、どうか。

五漁業補償については、実態を把握され立証資料を揃っている。この補償については、少くとも五十三年度から予算措置を講じ、ただちに補償に着手すべきであると考えるか、どうか。

また、沖繩開発庁は五十三年度概算要求として、漁業補償に

十億円を要求したといわれるが、その用途及び支払い方法を明らかにされたか。
右質問する。

衆議院議員頼長亀次郎君提出の放棄請求権の補償
に関する質問に対する答弁書(案)

一、ニ、及び三について

沖縄県における

沖縄連遺協連中による沖縄放棄請求権の問題

については、昭和四十六年九月に「実情を調査のうえ、因に
おいて適切な措置を講ずるものとする。」旨を閣議決定(沖縄
復帰対策要綱第三次分)し、講和前人身傷害等未補償者に
係る請求については、すでに見舞金の支出を行うと共に、
その他の請求については防衛施設庁を中心に実態調査を行って
きたところである。

これらの請求は膨大な件数にのぼり、地元の沖縄返
還協定放棄請求権等補償推進協議会も、今年
七月に請求のやり直しをとりまとめた段階であるように
多くの被害者を呼ぶが、証拠資料の収集も
困難な状況にある。

政府としては、現在まゝ行ってきた実態調査の結果を踏ま

来年度は関係省庁間で協議会を設置し、処理方針を決定して行きたいと考えている。

四、について

いんぎん

井井放棄請求権問題については、当面沖繩開発庁が窓口となり、関係省庁の協力を得て処理を進めて行くこととなっている。

五、について

沖繩開発庁は来年度予算に要求している十億円は、漁業関係の被害を対象とした特別支出金である。

(参考)

4

沖 繩 復 帰 対 策 要 綱

(第3次分 昭和46年9月)

ハその他

1. 対米請求に関する処理

返還協定に基づき米国政府が処理すべきこととなるもの以外のいわゆる講和前人身傷害未補償者に係る請求等については、
実情を調査し、国において適切な措置を講ずるものとする。

2. 以下 略

411

法 規 課 長

安全保障課長

アメリカ局

参 事

北米第一課長

首席事務官

藤野 事務官

② 沖縄の放棄請求権に関する国内措置
(各府令議案と報告)

53. 1. 24

非 21

1月24日内閣審議室で上記標記
に関する関係各府令議案が行われた

(清水内閣)審議室長、田中内閣審議官、
奥谷沖縄府総務局長、三条防務庁長

設調査官 藤野 事務官 藤野、
大蔵省(特別号は欠)と、3、の要旨次

の通り。

1. 漁業関係神債

(1) 閣議方は松故庁との協議を主として、
結果、漁業関係損害に対し、

GA-6

外務省

94

(見舞金)

30億円を特別支出金として給付する
ことか適当との結論に達した。これに基

て大蔵省との折衝を行った結果、
次官レベルの復讐折衝でこれを認め

られ、50億円は昭和53年度予算
に計上されることとなった。(別添I参照)

(2) 沖縄内閣府は沖縄県漁業関係
者代表との話し合いで、(1)漁業損

害に対する特別支出金として30億円を
支給すること、(2)この30億円は未償

還漁業操業制限等により沖縄県漁
業者が蒙った被害のすべてを対象とした

合算支給にあり、(1)従って今後
沖縄県漁業関係者は国に対し

GA-6

外務省

何れも演習内係補償要求を行わない
こと等につき合意に達し、この旨の仮

合意をとった(いずれ正式の合意を提出
時期が2月になっていく)(別添五参照)

(3) 本件30億円の支払は本邦における
他の補償要求と同一形の波及を恐る

か懸念され、自民党から政治新聞の掲載を
受けた予算案本であったが、このような

問題は起る得ないことが了解された。

(4) 沖縄県演習内係者との話し合いにお

いて、特別支出金としての給付があれば
所得税の徴収対象となる可能性が大

であるので、これを免除を受けられる補
助金としての支給を勧奨したが、県演

※演習内係者等が段階で解決した。

演習内係者は補助金という形での好まし
い所得税が課せられるが否かに拘らず

特別支出金としての交付を強く希望し
たところあり(免稅措置がとれるかが

については今後の検討課題として残
るかもしれない)。

(5) 支給されることなる特別支出金は個
人の演習者に支払われる形はとらず、地

元の演習振興事業の^(一括)ための用される
見込みであるが、いずれにしても支給後の

措置は地元が自由に決定することとな
るという。

(6) 本件特別支出金は予算措置等
により支給することとしたものであり、そのた

めの立法措置はとれない。これは、
(1) 本件は一時的なものである、継続性

がないこと、(2) 本件内容が明確であること、(3) 交付方法も明確であること

により(国令答弁もこのように行い)。

(7) 立法措置をとることなく予算化された

こと、及び沖縄が30億円に特に異議なくおさまったことは、成功といえるので

はないか(当初沖縄側は漢字補償として600億円を要求していたに

も拘らず、30億円の提案を受諾し、それは不満の声がないのは、落着くへ

沖縄側が600億円は吹かけであり、ラインに落ち着いたと考えているのか、いざさか現地に苦しみといるかあるか

いすれにしても結構なことである。
(8) 沖縄側は漢字補償が実現し

たことにより、その他の請求(陸上関係損害)の途が閉じたことを受けと

いさぐで、陸上関係についても早急に考之方をとめよう必要がある。

2. 陸上関係補償

(1) 陸上関係補償については今後の調査

費として昭和53年度に調査費60万円、施設費800万円が計上されており(調査

参照)

これは施設費による継続的の被

害実態調査、関係者連絡協議会の設置費用等に充てられる。

(2) 連絡協議会については如何なる4世
後のものとするか、どのレベルをメジャーと

するか等につき検討が要するが、内閣府、農水省、
南農省、建設省、外務省、法務省、

(必要の範囲は建設省、農水省) 本年
大蔵省の参加を終了し、4月には発足させた。

(3) その際、外務省に対しては、必要に応じて

対米放棄請求権の経緯の説明、対
米照会等を担当してもらう。法務省に対

しては法制化の必要の有無の検討を
依頼したい。

(4) 陸上講求については昨年9月の内閣
委員会以来、南農省と建設

省との間でこれまで9回(毎回3、4回内)
協議が行われているが、多くの問題点

があることあり、ペースは相違している
ことはある。

(5) 向題の1例を挙げると(5)の他作補償
要求は、すなわち

(米軍により土地使用料が支払
われていたりするケースがあり、(b)あるは土
地の復元補償に對準しないと考へられたものがある)

地、復元補償についても米軍がすなわち
措置しているもの、自力で復元したもの、現

に荒れたまま放置されているものを同一に扱
うことが、現実に復元することには必要

で、金銭的に解決することとした方が
よいか等の向題がある。 (1) 地上

物件についても、理論的には支給し得
るが、実際に暮や井戸を如何に評価

可なり、車庫が支払い済みの物と如何に
 扱つか等の問題があり、総じて本年
 の支払いリストを作成する必要があり(作成
 の作業は施設庁において30%完了してい
 るが、資料が膨大なるを全体として
 作成し、今後2年はかかる見込)。

別添 I

対米放棄請求権問題に関する各府庁連絡会議

1. 沖繩県漁業者等特別支出金

(1) 特別支出金総額 30億円、うち53年度予算案 10億円

(2) 算定方式

特別支出金 = $\{(\text{平年漁獲量} \times \text{魚1価} + \text{平年所得率}) - (\text{制限時漁獲量} \times \text{魚1価} + \text{制限時所得率})\} \times \frac{80}{100}$

(防衛施設庁の現行漁業補償算定方式(漁業補償処理要領、昭和36年調査規程第36号)に50%各半の特別支出金)

2. 53年度対米放棄請求権関係予算案(カツノ月1552年度予算額)

(1) 沖繩県庁

2 対米放棄請求権問題検討分析経費 6,210千円 (2,981千円)

1 沖繩県漁業者等特別支出金 1,000,000 (0)

(2) 防衛施設庁

対米放棄請求権問題調査費 8,131 (15,395)

念書

このたび国から支給される予定の特別支基金について、次のとおり了解し、沖縄県漁業関係者を代表して念書を提出します。

1. この特別支基金30億円は、沖縄の本土復帰前にアメリカ合衆国軍隊の漁業操業制限等により沖縄県漁業者が蒙った漁業被害のすべてを対象とした全額の支払いとして交付されるものであること。

2. したがって、今後上記漁業被害を理由として国に対する損失補償等の請求はいかなる名目をもつてするを問わず一切行わないこと。

万一、団体又は個人から何らかの請求がなされた場合には、漁業損害補償獲得協議会、沖縄県漁業協同組合連合会及び沖縄県漁業協同組合長会(以下「3団体」という。)が責任をもって処理すること。

3. 上記特別支基金30億円は、初年度(昭和53年度)の交付額

別添 II

を10億円として分割して交付されるものであること。
4. 上記特別支基金の交付を受ける法人、その用途等については、3団体が責任をもって昭和53年3月末日までに原案を作成し、沖縄開発庁に要請書として提出すること。

昭和52年12月26日

沖縄県漁業損害補償獲得協議会
会長 比嘉昌市

沖縄県漁業協同組合連合会
代表 逸華 玉 成利廣

沖縄県漁業協同組合長会
会長 古里宗

個人
会社
沖縄県漁業協同組合連合会
に22、全部か
全部、被害に30位(全容)
2. 3団体責任で処理する。